

# **印西市地域包括支援センター運営事業 業務委託法人募集要領**

**令和7年10月**

**印西市福祉部高齢者福祉課**

## 目 次

I 公募の目的及び概要 .....	1
I－1 公募の趣旨	
I－2 担当圏域及び設置場所等	
I－3 業務内容	
I－4 人員体制	
I－5 業務時間	
I－6 委託期間等	
II 運営財源等 .....	6
II－1 運営財源	
II－2 経理区分	
II－3 委託料の支払い方法	
III 応募 .....	8
III－1 応募資格	
III－2 スケジュール	
III－3 募集要領の配布	
III－4 公募説明会	
III－5 参加申込み	
III－6 質問及び回答	
III－7 応募書類の提出	
III－8 応募に関する注意事項	
IV 選定及び契約 .....	12
IV－1 審査及び選定	
IV－2 契約	
V 応募書類等一覧 .....	14
V－1 応募書類	
担当部署 .....	16

# I 公募の目的及び概要

## I-1 公募の趣旨

市では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成29年度から市内を5つの圏域に分け、それぞれ1ヶ所、計5ヶ所の地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センター運営事業及び生活支援体制整備事業を法人に委託しています。現在5つの法人と委託契約を締結していますが、令和8年3月31日をもって、委託期間が満了することに伴い、あらためて、すべての地域包括支援センターを対象に、地域包括支援センターの役割を理解し、地域の実情や課題を的確に捉え、柔軟かつ主体的に取り組んでいただける受託法人を募集するものです。

なお、1つの法人が応募できるのは、2圏域までとします。

## I-2 担当圏域及び設置場所等

各地域包括支援センターの担当圏域・地区及び設置場所・設置数は表1、圏域別人口は表2のとおりです。

表1 地域包括支援センターの名称、担当圏域、設置数、設置場所、担当地区

名称	圏域	設置数	設置場所	担当地区
印西北部 地域包括支援センター	北部	1	大森2551番地4	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・平岡官堤・小林・小林官堤・小林官堤腹・小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋・浅間前・大森官堤・浦部・浦部村新田・白幡・浦幡新田・高西新田・小倉・和泉・牧の台
印西南部 地域包括支援センター	南部	1	中央南1丁目4番地3 コスモスパレット パレットⅡ内	小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台・戸神台・中央北・中央南・内野・原山・高花
船穂 地域包括支援センター	船穂	1	草深924番地 そうふけふれあいの里内	武西・戸神・船尾・松崎・松崎台・結縁寺・多々羅田・草深・東の原・西の原・原・泉・泉野
印旛 地域包括支援センター	印旛	1	美瀬一丁目25番地 印旛支所分庁舎内 ※令和8年度内に印旛支所内へ移転予定	瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原・松虫・岩戸・師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台・吉田・美瀬・舞姫・若萩
本塙 地域包括支援センター	本塙	1	笠神2587番地 本塙支所内	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田・飛地・滝・物木・笠神・行徳・川向・下曾根・中・萩塙・桜野・押付・佐野屋・和泉屋・甚兵衛・立塙原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭・安食ト杭・将監・本塙小林・滝野・みどり台・牧の原

表2 圏域別人口

(令和7年3月31日現在)

圏域	人口	第1号被保険者数	前期高齢者数	後期高齢者数	高齢化率
北部	21,308人	7,138人	3,446人	3,692人	33.5%
南部	37,616人	10,204人	5,803人	4,401人	27.1%
船穂	24,393人	3,805人	2,154人	1,651人	15.6%
印旛	12,011人	3,679人	1,644人	2,035人	30.6%
本埜	16,373人	2,714人	1,376人	1,338人	16.6%

### I-3 業務内容

業務の名称は、「印西市地域包括支援センター運営事業業務委託」で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターとしての機能及びこれに関連する政省令等に定められた次の業務を行います。

応募にあたっては、関係法令等を確認してください。

#### 1. 包括的支援事業

- (1) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二）
- (2) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- (3) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- (6) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- (7) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項、第2項）

#### 2. 任意事業（法第115条の45第3項）

- (1) 家族介護支援事業
- (2) 認知症サポーター等養成事業

#### 3. 指定介護予防支援業務（法第115条の22）

#### 4. 介護予防・日常生活支援総合事業の一部（法第115条の45第1項第2号）

- (1) 一般介護予防事業

#### 5. 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

#### 6. その他の業務

※業務内容の詳細については、印西市地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりです。

※認知症総合支援事業において実施する認知症カフェについては、別途、受託法人と委託契約を締結した上で、業務を実施していただく予定ですので、認知症カフェの実施に要する経費については委託料には含みません。

## I－4 人員体制

### 1. 専門職の配置

次のアからウまでの職種（以下「3職種」という。）の職員を配置することとします。

ア 保健師その他これに準ずる者（保健師等）

- a 保健師
- b 地域ケア、地域保健等に関する相談業務経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師は含まない）

イ 社会福祉士その他これに準ずる者（社会福祉士等）

- a 社会福祉士
- b 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者（主任介護支援専門員等）

- a 主任介護支援専門員
- b 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
- c 地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上ある者

d 主任介護支援専門員研修修了予定者

令和8年度の千葉県主任介護支援専門員研修の受講により資格取得を予定する者も可とします。

### 2. 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

生活支援体制整備事業を実施する第2層の生活支援コーディネーターとして、特に資格要件等は設けませんが、次の①から④に定める者を配置することとします。

- ① 市民活動への理解を深め、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことのできる者

- ② 所属する法人の利益によることなく、地域の実情や地域住民のニーズを踏まえ、公平・中立な立場で適正な活動を行うことのできる者
- ③ 配置した時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合は、速やかに当該研修を受講できる者
- ④ 上記①から③の他、本業務の目的を達成できる者

### 3. 事務職員の配置

地域包括支援センター運営事業業務に係る事務を取り扱う職員として事務職員を配置することとします。事務職員については、当該事務を確実に遂行することを条件とし、必ずしも当該地域包括支援センター内で勤務する必要はありません。また、受託法人において、地域包括支援センター運営事業業務以外の業務との兼務を可とします。ただし、兼務する場合は、地域包括支援センター運営事業業務に係る事務に従事した時間と、それに係る人件費を明確に区分し、兼務した業務に係る人件費については、受託法人の負担とします。

### 4. 配置人数及び勤務形態

3職種職員の配置人数は、当該圏域における第1号被保険者の人数が6,000人を超えている場合、2,000人につき1人を目安として、3職種のうちいずれかの職種の者を1人配置します。今後、委託期間内において、第1号被保険者の増加に伴い、配置人数に不足が生じることが見込まれる場合、受託法人と協議の上、変更する場合があります。職員の配置人数および勤務形態は、表3のとおりです。

表3 職員配置一覧

(単位：人)

職種 △ 圏域	北部	南部	船穂	印旛	本塩
ア 保健師等	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)
イ 社会福祉士等	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)
ウ 主任介護支援専門員等	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)
ア、イ、ウのうちいずれかの職種	1 (常勤専従)	3 (常勤専従)	*****	*****	*****
生活支援コーディネーター	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)	1 (常勤専従)
事務職員	1	1	1	1	1

### 5. その他の職員の配置

表3に示した職員の他に、指定介護予防支援事業所として必要な人員については、市と協議し、承認を得た上で、すべて受託法人の負担において配置することを可とします。

## 6. その他の事項

- (1) 3職種職員のうち、1人を管理者とします。
- (2) 常勤専従の職員は、原則として地域包括支援センター運営事業業務以外の業務との兼務を認めません。
- (3) 3職種職員は、包括的支援事業等の実施に支障を来さないよう、指定介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメントを含む。）の1人あたりの担当件数の上限を月20件とします。
- (4) コーディネーターは、生活支援体制整備事業の専任とし、指定介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメントを含む。）にあたることは認めません。
- (5) 3職種職員及びコーディネーターが、退職及び産前産後休暇・育児休暇又は1月以上の療養休暇等を取得する場合は、速やかに市に報告し、代替職員を補充することとします。

## I-5 業務時間

### (1) 開所日

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日を除く。）とします。

### (2) 開所時間

印西市福祉部高齢者福祉課の窓口対応時間と同様とします。

### (3) 24時間対応

開所日・開所時間に関わらず、緊急の相談・支援に備え、電話等により24時間の対応が可能な体制を確保してください。

## I-6 委託期間等

### 1. 委託期間

令和8年3月1日から令和12年3月31日までとします。

### 2. 業務の引継ぎ

令和8年3月1日から令和8年3月31日の期間は、令和8年4月1日から円滑に業務が開始できるよう、現在当該圏域を担当している地域包括支援センターの受託法人と業務の引継ぎや書類の作成など必要な準備を行うものとします。なお、この期間の業務の引継ぎ等に係る費用については、受託法人の負担とし、委託料には含みません。

### 3. 契約の解除

法令等を遵守していない又は公正・中立な立場で業務を実施していないなど、地域包括支援センターの運営に著しい支障が生じたと認められる場合は、印西市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮り、委託期間の満了を待たずに契約を解除するものとします。

## II 運営財源等

### II-1 運営財源

地域包括支援センターの運営財源は、市からの委託料（地域包括支援センター運営事業業務委託料・生活支援体制整備事業業務委託料）及び介護報酬（介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援）により賄われます。

#### 1. 委託料

##### (1) 地域包括支援センター運営事業業務委託料（上限額）

名称	年度	上限額 (総額)	上限額 (うち生活支援体制事業分)
印西北部地域包括支援センター	令和7年度	0円	0円
	令和8年度	34,254,000円	5,299,000円
	令和9年度	34,254,000円	5,299,000円
	令和10年度	34,254,000円	5,299,000円
	令和11年度	34,254,000円	5,299,000円

名称	年度	上限額 (総額)	上限額 (うち生活支援体制事業分)
印西南部地域包括支援センター	令和7年度	0円	0円
	令和8年度	45,754,000円	5,299,000円
	令和9年度	45,754,000円	5,299,000円
	令和10年度	45,754,000円	5,299,000円
	令和11年度	45,754,000円	5,299,000円

名称	年度	上限額 (総額)	上限額 (うち生活支援体制事業分)
船穂地域包括支援センター	令和7年度	0円	0円
	令和8年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和9年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和10年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和11年度	27,567,000円	5,299,000円

名称	年度	上限額 (総額)	上限額 (うち生活支援体制事業分)
印旛地域包括支援センター	令和7年度	0円	0円
	令和8年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和9年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和10年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和11年度	27,567,000円	5,299,000円

名称	年度	上限額 (総額)	上限額 (うち生活支援体制事業分)
本塙地域包括支援センター	令和7年度	0円	0円
	令和8年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和9年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和10年度	27,567,000円	5,299,000円
	令和11年度	27,567,000円	5,299,000円

※（1）の委託料に含まれる経費及び市が負担する経費は仕様書のとおりとします。

#### （2）介護予防ケアマネジメント料

法第115条の45第1項第1号ニに規定するサービスに係る委託料です。原則的な介護予防ケアマネジメントの場合の単価は1件あたり4,729円（初回の場合は3,210円を加算）です。  
指定居宅介護支援事業所へ原案委託を行う場合は、国保連合会を通して支払われます。

（参考）令和6年度の介護予防ケアマネジメント作成実績 （単位：件）

圏域	北部	南部	船穂	印旛	本塙
件数 (うち原案委託数)	785 (344)	736 (438)	439 (256)	376 (277)	252 (142)

## 2. 介護報酬（指定介護予防支援）

法第58条に規定する指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）であり、受託法人の収入となります。報酬額は1件あたり4,729円（初回の場合は3,210円を加算）です。  
指定居宅介護支援事業所へ原案委託を行う場合は、国保連合会を通して支払われます。

（参考）令和6年度の介護予防サービス計画給付実績 （単位：件）

圏域	北部	南部	船穂	印旛	本塙
件数 (うち原案委託数)	1,451 (643)	1,539 (1,148)	637 (497)	917 (603)	584 (340)

## II-2 経理区分

地域包括支援センター運営事業業務委託料のうち生活支援体制整備事業業務委託料、介護予防ケアマネジメント料及び介護報酬（指定介護予防支援）は、それぞれ会計を区分し、経理に関する帳簿等必要な書類を整備してください。

## II-3 委託料の支払い方法

### 1. 請求

当該年度の4月15日までに業務委託料概算払請求書を市に提出することとします。

### 2. 支払い

市は業務委託料概算払請求書の受理後14日以内に概算払いを行うものとします。

### 3. 精算

配置職員に欠員が生じた場合、委託料から減算し、返還を求めることがあります。詳細については、仕様書のとおりです。

## III 応募

### III-1 応募資格

業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、以下に掲げる要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人のいずれかであり、令和7年4月1日現在下記のア・イのいずれかについて実績があること。ただし、福祉用具の貸与・販売のみの事業所は除く。
  - ア 介護保険法に基づく地域包括支援センター
  - イ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 福祉分野における事業において、違法行為等により指定の取消し、指定効力の全部又は一部停止等の処分を過去5年以内に受けていないこと。
- (4) 法人が現に運営している施設について、所轄庁の直近の指導監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立てがなされていない法人、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行わないこと。
- (9) 直近の2年間に、納税義務を有する税金（法人市民税、法人県民税及び法人事業税）を滞納していないこと。
- (10) 公募説明会に参加していること。

### III-2 スケジュール

公募に関するスケジュールは次のとおりです。

項目	日程
1 公募開始・募集要領配布開始	令和7年11月4日(火)
2 公募説明会参加申込書提出期限	令和7年11月18日(火)
3 公募説明会開催	令和7年11月19日(水)
4 プロポーザル参加申込書・質問書受付開始	令和7年11月19日(水)
5 プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年11月26日(水)
6 参加資格確認結果通知書発送	令和7年11月28日(金)
7 質問書提出期限	令和7年12月5日(金)
8 質問回答期日	令和7年12月9日(火)
9 応募書類提出期限	令和7年12月15日(月)
10 審査(プレゼンテーション)	令和7年12月25日(木)
11 地域包括支援センター運営協議会開催	令和8年1月中旬
12 審査結果通知・公表	令和8年1月下旬
13 契約締結	令和8年2月中旬
14 業務引継ぎ	令和8年3月1日から3月31日
15 業務開始	令和8年4月1日

\*スケジュールは予定であるため、市の事情により変更する場合は、別途通知します。

### III-3 募集要領の配布

募集要領は次のとおり配布します。

配布期間	令和7年11月4日(火)から11月18日(火)まで
配布場所	① 印西市役所1階 高齢者福祉課窓口 (平日午前8時30分から午後5時00分まで) ② 印西市ホームページ <a href="http://www.city.inzai.chiba.jp/">http://www.city.inzai.chiba.jp/</a>

### III-4 公募説明会

応募予定者は、必ず公募説明会に参加してください。

日 時	令和7年11月19日（水） 午後2時から（午後3時30分終了予定）
場 所	印西市役所 3階 大会議室
申込方法	<p>【申込期限】令和7年11月18日（火）午後5時15分まで 【申込方法】電子メール（アドレス：<a href="mailto:koureika@city.inzai.chiba.jp">koureika@city.inzai.chiba.jp</a>） 【提出書類】公募説明会参加申込書（様式1） 【件 名】公募説明会参加申込書</p> <p>※送信後は必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認してください。</p>
その 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・応募予定者は必ず出席してください。</li><li>・参加者は3名までとします。</li></ul>

### III-5 参加申込み

応募にあたっては、事前に参加申込みが必要です。

提出書類	<p>次の①から⑤の順にインデックスを付し、A4縦型ファイルに左綴じしたものを1部提出してください。</p> <p>①プロポーザル参加申込書（様式2） ②誓約書（様式3） ③介護保険法に基づく事業実績（様式4） ④監督官庁の実地検査等の結果及び改善報告書（直近に実施されたもの） ※印西市内における施設・事業所についてのみ ⑤納税義務を有する税金の納税証明書（直近2年分）</p>
受付期間	令和7年11月19日（火）から11月26日（水）まで 平日午前8時30分から午後5時00分まで
提出方法	<p>【提出書先】印西市役所1階 高齢者福祉課窓口 【提出方法】直接持参してください。（郵送不可）</p>
結果通知	参加資格の確認を行い、参加資格確認結果通知書を令和7年11月28日（金）に発送します。

### III-6 質問及び回答

質問の受付及び回答は文書により行います。

質問方法	<p>【提出書類】質問書（様式5） 【提出方法】電子メール（アドレス：<a href="mailto:koureika@city.inzai.chiba.jp">koureika@city.inzai.chiba.jp</a>） 【件名】質問書  ※送信後は必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認してください。</p>
受付期間	令和7年11月19日（火）から令和7年12月5日（金）の 午後5時00分まで
回答方法	<p>【回答期限】令和7年12月9日（火）午後5時00分まで 【回答方法】電子メールにて回答します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・電話や口頭による質問は受け付けません。</li><li>・質問に対する回答は参加表明者全員に回答します。</li></ul>

### III-7 応募書類の提出

応募にあたっては、次のとおり書類を提出してください。

提出書類	14ページ「応募書類」の6～20に掲げる書類
書類の体裁	<p>① 応募書類はすべてPDF形式（代表者押印の書類を電子化したもの）とすること。 ② PDFのファイル名は応募書類目録（様式6）と同じにすること。</p>
受付期間	参加資格確認結果通知書の受領後から令和7年12月15日（月）の 午後5時00分まで
提出方法	<p>【提出方法】電子メール（アドレス：<a href="mailto:koureika@city.inzai.chiba.jp">koureika@city.inzai.chiba.jp</a>） 【件名】応募書類  ※送信後は必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認してください。</p>
その他	受付期間経過後は、市から指示をしたもの除き、応募書類の訂正、追加又は再提出等は一切認められません。

### III-8 応募に関する注意事項

- (1) 同一法人による応募は2圈域までとします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 応募に要する経費等は応募者の負担とします。
- (4) 提出書類は当該法人選定以外の目的には使用しません。ただし、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条の規定により、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れのある情報）を除き、情報開示の対象となります。
- (5) 応募者及び応募内容が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
  - ① 印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）委員、本市職員その他関係者に対し、自己に有利な取扱いを求めるための働きかけを行う目的で接触した場合
  - ② 応募書類に虚偽があるとき
  - ③ その他不正な行為があると認められる場合

## IV 選定及び契約

### IV-1 審査及び選定

#### 1. 審査及び選考方法

受託候補者の選定は、選考委員会において、評価基準に基づき、応募書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、運営協議会の意見を聴取した上で決定します。

#### 2. プrezentation及びヒアリング

応募書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

日 時	令和7年12月25日（木）午前9時から ※集合時間等の詳細は後日通知します。
場 所	印西市役所 204会議室
所要時間	・応募書類に基づくプレゼンテーション 20分 ・応募書類等に対するヒアリング 15分程度
出 席 者	・1法人3人以内とし、法人の職員以外の者の参加は認めません。 ・説明は業務に直接携わる者が行ってください。
留 意 事 項	・プレゼンテーションは提出された応募書類に基づき行うものとし、パソコンやプロジェクター等の使用は認めません。 ・説明資料の当日追加は認めません。

### **3. 審査の評価基準**

- ① 評価基準は15ページのとおりです。
- ② 応募者が単数の場合は大項目ごとの点数が配点の6割以上の者を、応募者が複数の場合は大項目ごとの点数が配点の6割以上の者のうち最高得点者を受託候補者として選定します。  
なお、最高得点者が複数いる場合は、選考委員会での協議により受託候補者を選定します。

### **4. 選定結果の通知及び公表**

選定結果は、応募者に対して令和8年1月下旬に文書で通知するとともに、概要を市ホームページで公表します。

## **IV-2 契約**

### **1. 契約**

受託候補者として決定した法人と市との間で細目を協議し、所定の手続きを経て委託契約を締結します。

### **2. 受託の辞退**

- ① 受託候補者による辞退あるいは人員体制等の欠格で委託できない事故が生じたことにより市に損害が生じた場合には、その費用を請求する場合があります。
- ② 受託候補者が辞退した場合は、次点の法人を繰り上げて決定する場合があります。

## V 応募書類等一覧

### V-1 応募書類

	書類名	様式
1	説明会参加申込書	様式1
2	プロポーザル参加申込書	様式2
3	誓約書	様式3
4	介護保険法に基づく事業の実績	様式4
5	質問書	様式5
6	応募書類目録	様式6
7	応募申込書	様式7
8	法人の定款又は寄附行為の写し	
9	法人の登記事項証明書	
10	印鑑証明書	
11	前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録	
12	法人の役員名簿	
13	預金残高証明書	
14	法人に関する事項(法人概要)	様式8
15	運営に関する計画書(業務実施等)	様式9
16	運営に関する計画書(職員配置)	様式10
17	運営に関する計画書(職員確保)	様式11
18	見積書	様式12
19	法人及び運営施設の概要がわかる資料(パンフレット等)	
20	その他市の指定する書類(追加提出を求めた場合)	

※証明書類は、証明年月日が書類提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、複写機による写しでも差し支えありません。証明書独自に有効期限があるものについては、この限りではありません。

## 印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人評価基準

大項目	評価項目	評価着目点
法人に関する事項	1 法人実績	
	高齢者福祉に関する事業実績	・印西市内または印西市外において地域包括支援センターの運営実績があるか
	介護保険サービスの事業実績	・印西市内または印西市外に事業所があり、介護保険サービスの提供実績があるか
	2 基本理念・方針	
	応募動機	・応募動機は適切か
	応募圏域の認識	・圏域の特性や地域課題を正しく捉えているか
	地域貢献	・地域における役割をどのように考えるか
	地域のネットワークづくり	・地域の関係機関との連携についてどのように考えるか
	公正・中立性の確保	・公正・中立性な立場を理解し、その確保の方策は適切か
	3 職員配置	
地域包括支援センター運営に関する事項	職員の配置	・3職種職員及び生活支援コーディネーターの確保ができるか
	欠員が生じた場合の体制確保	・3職種職員及び生活支援コーディネーターに欠員が生じた場合の体制確保策は適切か
	人材育成	・職員の資質向上や専門性向上に向けた取組みをしているか
	4 業務実施計画	
	総合相談支援業務、権利擁護業務	・迅速かつ適切に対応する体制を整えているか
管理体制に関する事項	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・多職種協働を理解し、連携・協働の体制づくりの方策を検討・実施しているか。
	介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援業務	・自立支援の視点を持っているか ・適正に実施できる人員体制を整えているか
	認知症関連業務	・認知症及びその支援に対する正しい知識を持って、認知症支援及び共生社会の実現に供する取り組みをしているか
	地域課題への対応	・地域ケア会議の活用や生活支援コーディネーターとの連携など、積極性のある取り組みを検討しているか
	5 リスク管理	
	24時間対応体制	・24時間対応可能な体制を整えているか
	事故・緊急時の対応	・事故・緊急時の対応体制を整えているか
	苦情処理の対応	・苦情処理の体制を整えているか
	個人情報の保護・管理	・個人情報の管理について適切な体制を整えているか

## 担当部署

名 称	印西市福祉部高齢者福祉課 包括支援係
所 在 地	〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2
電 話	0476-33-4593
ファクシミリ	0476-40-3881
電子メール	koureika@city.inzai.chiba.jp